

公募型プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和 7 年 7 月 4 日

名古屋市長 広沢 一郎

1 事業の概要

- (1) 事業名 都市公園におけるキッチンカー運営（都市公園法の設置許可）
- (2) 事業内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 許可使用料提案下限額 日額 1,050 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）によって設立された事業協同組合等（以下「組合」という。）と当該組合の組合員との双方が同時に本公募に参加しようとならない者であること。
なお、組合と当該組合の組合員との双方が本公募に参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。ただし、官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者にあつては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公募に参加することができる。
- (6) 公告を行った日から候補者の決定までの間に指名停止の期間がない者（競

争入札参加資格を有しない者にあつては指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者) であること。

- (7) 本プロポーザルの公告の日から候補者選定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (8) 募集告知日から過去 3 年以内に、公共施設又は駅、公開空地等の公共性の高い施設において、キッチンカーの出店又は手配等の実績を有する者であること。
- (9) 名古屋市内に、本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課（名古屋市役所西庁舎 5 階）

電話：052-972-2489 FAX：052-972-4143

メールアドレス：a2808@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

- (2) 実施説明書等の入手方法

名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードする。

ダウンロードページアドレス

<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000187925.html>

- (3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和 7 年 8 月 6 日（水）午後 5 時

イ 提出場所

(1)に同じ

ウ 提出方法

電子メールで送信

4 審査の手続及び候補者の選定

資格審査後、有資格者から提出された企画提案書等について、本市職員 3 名からなる「都市公園におけるキッチンカー運営事業者評価委員会」で書面審査を行い、最も優れている提案者を候補者として選定し、事業実施に向けた手続を行う。

5 その他

- (1) 企画提案書等の作成など提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 次に該当する提案は、無効とする。
 - ア 本公告に示した参加資格を有しない者のした提案
 - イ 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - ウ 本公告に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
 - エ 提案金額が実施説明書に示した許可使用料提案下限額に満たない提案
 - オ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (3) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。
- (4) その他詳細は、実施説明書による。